

# ご遺族の方へ

亡くなられた方が

- ・ 嘉麻市に住所や固定資産、農地があるとき
  - ・ 嘉麻市の住所地特例の対象となっているとき
- (亡くなられた方の住所が他の自治体のときは住所地の役所にお尋ねください)

第4版  
(令和7年12月25日更新)

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

※一部、総合支所では取り扱っていない手続きがありますのでご了承ください。(○…支所できます。△…一部できます。×…支所ではできません。)

番号	✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁舎 階数	本庁舎 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での 取り扱い
1-1		印鑑登録をしている方	死亡届出をもって登録が自動的に廃止になります。カードがあればご持参ください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)42-7424	○
1-2		個人番号カードをお持ちの方	死亡届出をもって登録が自動的に廃止になります。カードがあればご持参ください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)42-7424	○
1-3		児童・生徒の保護者の方	児童・生徒に係る各種通知の発送において、教育システムの学齢簿情報が必要な為、該当者かどうか、学校教育課 教務係にお問合せください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)62-5726 (学校教育課)	○
1-4		児童・生徒の保護者の方で、就学援助費(準要保護)受給者の方	児童・生徒の保護者の方で、就学援助費(準要保護)の受給者になられている場合、振込口座の変更等の手続きが必要になります。該当者かどうか、学校教育課 教務係にお問合せください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)62-5726 (学校教育課)	○
1-5		児童・生徒の保護者の方で、医療費(災害共済)の受給者の方	児童・生徒の保護者の方で、学校でケガをした場合の医療費(災害共済)の受給者になられている場合、振込口座の変更等の手続きが必要になります。該当者かどうか、学校教育課 教務係にお問合せください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)62-5726 (学校教育課)	○
1-6		国民年金に加入又は受給されている方	年金証書をご持参の上、死亡後の手続き方法をお尋ねください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	○
1-7		国民健康保険に加入している方	被保険者が亡くなられたとき、葬祭費が支給されます。手続きを行ってください。 ※葬祭費を受給できる人は葬祭を行った人です。 《必要書類：資格確認書、もしくは資格情報のお知らせ、申請者の印鑑、葬儀の領収書または会葬御礼状、預金通帳》 また、高額療養費の変更手続が必要となったり、税等の変更により、必要書類が生じる場合もありますので、詳しくはお尋ねください。 ※世帯主がお亡くなりになった場合は、国民健康保険に加入している世帯全員の資格確認書もしくは資格情報のお知らせ(他認定証・受領証含む)の差し替えが必要です。	市民課 (国保年金係)	1階	12	【保険証・葬祭費】 市民課 (0948)42-7426  【国保税】税務課 (0948)42-7421	○
1-8		後期高齢者医療の被保険者の方	被保険者が亡くなられたとき、葬祭費が支給されます。手続きを行ってください。 ※葬祭費を受給できる人は葬祭を行った人です。 《必要書類：資格確認書、葬儀の領収書または会葬御礼状、預金通帳》 また、相続人代表者指定届等の手続きもごさいますので、詳しくはお尋ねください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	○

# ご遺族の方へ

亡くなられた方が

- ・ 嘉麻市に住所や固定資産、農地があるとき
- ・ 嘉麻市の住所地特例の対象となっているとき  
(亡くなられた方の住所が他の自治体のときは住所地の役所にお尋ねください)

第4版  
(令和7年12月25日更新)

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

※一部、総合支所では取り扱っていない手続きがありますのでご了承ください。(○…支所できます。△…一部できます。×…支所ではできません。)

番号	✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁舎 階数	本庁舎 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での 取り扱い
1-9		子ども医療証をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、嘉麻市役所から発行されている医療証をご持参ください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	○
1-10		重度障がい者医療証をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、嘉麻市役所から発行されている医療証をご持参ください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	○
1-11		ひとり親家庭等医療証をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、嘉麻市役所から発行されている医療証をご持参ください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	○
1-12		口座振替をご利用の方	変更(解約)の手続きが必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	○
1-13		固定資産がある方	相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7422	○
1-14		納付書(市税・国保税)の送付先 変更	納付書の送付先変更手続きが必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	○
1-15		原付、軽自動車の登録がある方	廃車又は登録変更が必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	△ 原付・農耕等のみ (市ナンバー)
1-16		児童手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(高校生年代以下児童のうち最年長の児童)名義の通帳、印鑑 【児童死亡の場合】…印鑑	こども育成課	1階	13	(0948)42-7459	×
1-17		児童扶養手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(対象児童のうち最年長の児童)名義の通帳、印鑑 【児童死亡の場合】…印鑑	こども育成課	1階	13	(0948)42-7459	×
1-18		特別児童扶養手当を受給されている 方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(対象児童のうち最年長の児童)名義の通帳、印鑑 【児童死亡の場合】…印鑑	こども育成課	1階	13	(0948)42-7459	×

# ご遺族の方へ

亡くなられた方が

- ・ 嘉麻市に住所や固定資産、農地があるとき
- ・ 嘉麻市の住所地特例の対象となっているとき  
(亡くなられた方の住所が他の自治体のときは住所地の役所にお尋ねください)

第4版  
(令和7年12月25日更新)

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

※一部、総合支所では取り扱っていない手続きがありますのでご了承ください。(○…支所できます。△…一部できます。×…支所ではできません。)

番号	✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁舎 階数	本庁舎 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での 取り扱い
1-19		学童保育所入所児童の保護者の方	児童に係る各種通知等の発送において必要です。 保育係にお問い合わせください	こども育成課	1階	13	(0948)42-7460	○
1-20		保育所・幼稚園入所児童の保護者の方	児童に係る各種通知等の発送において必要です。 保育係にお問い合わせください	こども育成課	1階	13	(0948)42-7460	○
1-21		障がい者手帳等をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、交付を受けていた手帳、印鑑をご持参ください。	社会福祉課 (障がい者福祉係)	1階	14	(0948)42-7458	○
1-22		特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(同居世帯)名義の通帳、印鑑	社会福祉課 (障がい者福祉係)	1階	14	(0948)42-7458	○
2-1		介護保険の被保険者の方	保険証をお返しください。申請者(相続人)の印鑑及び本人確認を書類ご持参ください。 負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方はお返しください。	高齢者介護課	2階	25	(0948)42-7431	○
2-2		生活保護を受給されている方	印鑑登録証兼医療カードの返還 葬祭費の申請(該当者のみ) 返還金・徴収金に関する手続き(該当者のみ)	生活支援課	2階	22	(0948)42-7462	△ 「印鑑登録証兼医療 カード」の返還のみ
2-3		水道の中止、使用者の名義人の変更がある方	水道局にご連絡ください。	水道局	2階	23	(0948)42-7063	○
2-4		し尿汲取り・浄化槽の中止や代表者の氏名変更がある方	各し尿処理業者にご連絡ください。 し尿処理業者がわからない場合は、本庁環境課にお問合せください。	環境課 (廃棄物処理係)	2階	23	(0948)42-7429	×
2-5		地域汚水処理施設をご利用で代表者(支払者も含む)に変更がある方	山田地区の一部分譲団地(小富士、鶴谷、望が丘)にお住いの方で、地域汚水処理施設ご利用の代表者(支払者も含む)が変更となる場合は、本庁環境課の手続きが必要となります。	環境課 (廃棄物処理係)	2階	23	(0948)42-7429	○
2-6		犬の登録をしている方	犬の飼い主変更の届出が必要です。	環境課 (環境衛生係)	2階	23	(0948)42-7428	○

# ご遺族の方へ

亡くなられた方が

- ・ 嘉麻市に住所や固定資産、農地があるとき
- ・ 嘉麻市の住所地特例の対象となっているとき  
(亡くなられた方の住所が他の自治体のときは住所地の役所にお尋ねください)

第4版  
(令和7年12月25日更新)

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

※一部、総合支所では取り扱っていない手続きがありますのでご了承ください。(○…支所できます。△…一部できます。×…支所ではできません。)

番号	✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁舎 階数	本庁舎 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での 取り扱い
2-7		白馬霊園を使用されている方	使用承継の届出が必要です。 必要書類：霊園墓地使用許可証、戸籍謄本又は抄本その他承継原因を証明する書類、 承継者の住民票の写し	環境課 (環境衛生係)	2階	23	(0948)42-7428	×
2-8		住宅新築資金等貸付事業の借入れ をされている方	借入債務についてのご相談があります。相続人の方は詳細について窓口にてお尋ねください。	人権・同和对策課	2階	24	(0948)42-7405	×
3-1		市営住宅にお住まいの方	手続きが必要な場合があります。 詳しくはお尋ねください。	住宅課	3階	36	(0948)42-7062	△ 退居の手続のみ
3-2		農地を耕作(所有)している方	農地の耕作者変更の届出が必要です。	農業委員会	3階	33	(0948)42-7467	×
3-3		農道・水路等を占有されてる方	占用物件の相続等の届出が必要です。	農林振興課	3階	33	(0948)42-7465	×
3-4		市道・河川等を占有されてる方	占用物件の相続等の届出が必要です。	土木課	3階	34	(0948)42-7043	×
4-1		市有土地・建物を借りられている方	貸付物件の相続等の届出が必要です。	管財課	4階	42・43	(0948)42-7419	×

●本庁舎と総合支所の所在地

庁舎名	所在地	電話番号	備考
本庁舎(稲築庁舎)	嘉麻市岩崎1180番地1	上の表をご参照ください	
碓井総合支所 市民サービス課	嘉麻市上臼井446番地1	(0948) 62-5668	学校教育課はこの庁舎です
嘉穂総合支所 市民サービス課	嘉麻市大隈町725番地1	(0948) 57-3187	
山田総合支所 市民サービス課	嘉麻市上山田1347番地10	(0948) 53-1119	